

「議事（2）福島県産業廃棄物税の今後の在り方」に係る事前意見と対応

No.	資料番号、ページ	意見等	事務局回答	委員名	担当課室
1	3-2 全体	<p>前回の審議会で明らかになったように、産廃のリサイクル率が全国平均に比べて低いことが、解決すべき課題の一つと考える。しかし、中間とりまとめの素案に書かれていることは、現状の施策の継続のみである。もっと、現状の課題の分析やそれに沿った施策の検討をすべきである。</p>	<p>リサイクル率は県廃棄物処理計画で定める令和8年度目標の52%に1ポイント届いていないため、リサイクル率の改善は課題の一つであることから、資料3-2の7ページ「3税の使途について（2）在り方」に記載のとおり、「特に福島県ならではの特色がある循環産業育成や産業廃棄物の再生利用を促す事業については配慮すること」を盛り込んだところであります。</p> <p>なお、今回の中間とりまとめの素案は、産業廃棄物税の在り方に関するものを取りまとめるものであるため、抜本的な施策の検討につきましては、今後の県廃棄物処理計画の見直し等により対応したいと考えております。</p>	飯島委員	産業廃棄物課
2	3-2 p 5	<p>処分量が多い特例納付事業者の多くは、発電事業者とのことだが、発生量が多い産廃の一つであるばいじんの多くが、ごく限られた発電事業者から発生しているため、①利用先が限られてしまい、再利用が進まず、処分量が増えてしまう、あるいは、②産廃発生量（発電量に依存）を自らがコントロールできないため、計画的な再利用に限界があり、処分量が増えてしまう、ということにつながっていないか。</p> <p>これらコントロールしにくいインフラ事業者から発生する産廃の再利用を、全県的に効率的に進める取り組みが必要なのではないか。</p>	<p>一部の発電事業者からの石炭灰の多いことが本県の産業廃棄物の特徴の一つであり、御指摘のとおりこれらの再生利用を進める取組が、県全体のリサイクル率の改善や埋立量の削減に有効と思われることから、第1回審議会での御意見等を踏まえ、資料3-2の7ページ「3税の使途について（2）在り方」に「特に福島県ならではの特色がある循環産業育成や産業廃棄物の再生利用を促す事業については配慮すること」を盛り込んだところであります。</p> <p>引き続き、事業者及び関係機関等と情報共有・連携しながら効率的な取組が進められるよう検討してまいります。</p>	飯島委員	産業廃棄物課